

200 Club 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、Two Hundreds Club (略称 200 Club) と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大阪府守口市文園町 10-15 関西医科大学附属滝井病院 心臓血管病センター内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、心臓手術の手技に関する研究及び啓蒙活動を促進し、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究者の連絡及び協力促進
- (2) 学術集会・講演会・講習会等の開催
- (3) 刊行物及び関連書籍の発行
- (4) 研究及び調査
- (5) その他必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 年間 200 例以上の開心術を行っている施設に属する心臓外科医
- (2) 賛助会員 本会の目的達成に寄与し得る個人又は法人

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、会員 2 名以上の推薦を得て、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会費に関する事項は、理事会の定めるところによるものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 団体又は法人である会員が解散したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 第5条(1)を満たさなくなったとき。
- (7) 本会が主催する学術集会・講演会・講習会に連続 3 回欠席したとき。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本会の会員としての義務に違反したとき。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 監事 2名以内

(役員を選任)

第12条 会長、理事及び監事は、総会において選任する。

(任期)

第13条 会長、理事及び監事の任期は、2年とする。

- 2 役員は、再任されることを妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(会長)

第14条 会長は、本会を代表する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故ある時は、理事会の定めるところにより、理事がその職務を代行する。

(理事)

第15条 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

- 2 理事会は、理事の中から若干名の常務理事を選任し、これに常務の執行を委任することができる。
- 3 理事会の決定は、出席理事の過半数をもって行う。

(監事)

第16条 監事は、本会の会計を監査する。

第5章 会計

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第6章 総会

(総会)

第18条 総会は、正会員及び賛助会員をもって組織する。

(総会の招集)

第 19 条 通常総会は、毎年一回会計年度終了後 3 ヶ月以内に会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

3 総会員の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して総会の開催を請求されたときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

(通常総会決議事項)

第 20 条 通常総会は、前年度の本会活動報告書および会計の承認、ならびに、理事会が必要と認めたその他の事項を議決する。

(総会の議事)

第 21 条 総会における各会員の議決権は平等とする。

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。

3 この規約に別段の定めがある場合を除き、総会は、総会員の 10 分の 1 以上が出席することを要するものとし、出席会員の過半数をもって議決する。可否同数のときは会長がこれを決する。

4 総会に出席しない会員は、書面により他の会員に議決権の行使を委任することができる。この場合、当該会員は出席者と見なす。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 22 条 本規約の変更には、総会員の 2 分の 1 以上の同意を要するものとする。

(解散)

第 23 条 本会の解散は、総会員の 3 分の 2 以上の同意を要するものとする。

付 則

1 本規約は、1997 年 10 月 1 日より施行する。

2 本会の設立当初の役員は、第 12 条の規定にかかわらず、次の通りとする。

会長	川副 浩平
理事	佐野 俊二
理事	岡林 均
監事	井野 隆史

3 本規約の改正規約は、2000 年 2 月 16 日より施行する。

4 本規約の改正規約は、2002 年 2 月 25 日より施行する。

5 本規約の改正規約は、2003 年 5 月 14 日より施行する。

6 本規約の改正規約は、2005 年 2 月 23 日より施行する。

7 本規約の改正規約は、2007 年 2 月 22 日より施行する。

8 本規約の改正規約は、2011 年 8 月 20 日より施行する。

9 本規約の改正規約は、2014 年 2 月 20 日より施行する。